

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ツルハホールディングスと称し、英文では、TSURUHA HOLDINGS INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 下記記載の事業および下記記載の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理する。
 - (1) 医薬品、毒物、劇物販売、医療機関で使用する麻薬取扱業
 - (2) 処方箋による医薬品の調剤および販売
 - (3) 医療用機械器具、衛生用品、度量衡販売業
 - (4) 化粧品、洗剤、日用雑貨販売業
 - (5) 調味料、牛乳、乳製品、米穀、食料品販売業
 - (6) 書籍、雑誌、事務用品、文房具、玩具販売業
 - (7) 衣料用繊維製品、室内装飾品、家庭用電気製品販売業
 - (8) 時計、貴金属、装身具販売業
 - (9) 種苗、花卉、植木販売業
 - (10) 肥料、農薬、金物、ペット用品、ペットフード、カー用品販売業
 - (11) レコード、ビデオテープ、シーディ、楽器、カメラ、写真用品、メガネ販売業
 - (12) 酒類、塩、煙草、印紙、郵便切手、テレホンカード、古物販売業
 - (13) クリーニング取次業、前各号の機械器具修理営繕取次業および建築物の営繕修理取次業
 - (14) フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストアおよび飲食店の経営ならびに加盟店の経営指導および経理事務の受託
 - (15) 物品のリースおよびレンタル
 - (16) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
 - (17) 広告宣伝に関する代理業
 - (18) ドラッグストアに対する学術指導
 - (19) ドラッグストアおよび医療機関に対する医薬品情報提供
 - (20) ドラッグストア等の店頭販売動向、新規商品の反響等の調査、各種アンケート調査等、メーカー、卸および研究機関等との共同研究
 - (21) 一般消費者に対する医薬品、医療用機械器具、衛生用品、育児用品、食品、化粧品およびトイレタリー用品に関する情報提供と相談および指導
 - (22) 薬剤師・登録販売者等資格試験対策事業

- (23) 各種セミナー、イベント、講演会等の開催
 - (24) 介護保険法による指定居宅サービス事業および指定居宅介護支援事業
 - (25) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
 - (26) 高齢者、障害者等への在宅福祉サービス事業
 - (27) 介護用品機器の販売およびレンタル
 - (28) 給食、弁当等の製造販売および宅配
 - (29) 保育所の設置ならびに経営
 - (30) 損害保険代理店業
 - (31) 生命保険の募集に関する業務
 - (32) インターネット等の情報通信システムによる通信販売事業
 - (33) 食肉、鮮魚、総菜、青果の販売
 - (34) 喫茶店および食堂の経営および仕出し弁当の販売
 - (35) 美容院、理容院、エステティックサロン、ネイルサロン、メイクアップサロン、ビューティサロン、アロマテラピー店の経営
 - (36) 按摩、マッサージ、鍼灸等の施術所の経営
 - (37) 薬局、病院、老人ホーム、医療・介護・福利厚生施設ならびにスーパーマーケットの経営、業務委託および業務に関するコンサルティング事業
 - (38) 金融業
 - (39) フィットネスクラブおよびスポーツ施設の経営
 - (40) 企業の経営計画、財務管理、労務管理および情報システムの企画、立案およびそのコンサルティング
 - (41) 有価証券の運用管理
 - (42) コンピュータによる情報の処理および企業経営コンサルティング
 - (43) コインランドリーの経営
 - (44) 情報処理サービス業、情報提供サービス業
 - (45) プライベートブランド商品の製造、加工、卸売および輸出入
 - (46) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
 - (47) 菓子製造業および販売業
 - (48) 前各号の事業への投資および融資
 - (49) 前各号に付帯する一切の事業
2. 医薬品、毒物、劇物販売、医療機関で使用する麻薬取扱業
 3. 処方箋による医薬品の調剤および販売
 4. 医療用機械器具、衛生用品、度量衡販売業
 5. 化粧品、洗剤、日用雑貨販売業
 6. 調味料、牛乳、乳製品、米穀、食料品販売業
 7. 書籍、雑誌、事務用品、文房具、玩具販売業
 8. 衣料用繊維製品、室内装飾品、家庭用電気製品販売業

9. 時計、貴金属、装身具販売業
10. 種苗、花卉、植木販売業
11. 肥料、農薬、金物、ペット用品、ペットフード、カー用品販売業
12. レコード、ビデオテープ、シーディ、楽器、カメラ、写真用品、メガネ販売業
13. 酒類、塩、煙草、印紙、郵便切手、テレホンカード、古物販売業
14. クリーニング取次業、前各号の機械器具修理営繕取次業および建築物の営繕修理取次業
15. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストアおよび飲食店の経営ならびに加盟店の経営指導および経理事務の受託
16. 物品のリースおよびレンタル
17. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
18. 広告宣伝に関する代理業
19. ドラッグストアに対する学術指導
20. ドラッグストアおよび医療機関に対する医薬品情報提供
21. ドラッグストア等の店頭販売動向、新規商品の反響等の調査、各種アンケート調査等、メーカー、卸および研究機関等との共同研究
22. 一般消費者に対する医薬品、医療用機械器具、衛生用品、育児用品、食品、化粧品およびトイレットリー用品に関する情報提供と相談および指導
23. 薬剤師・登録販売者等資格試験対策事業
24. 各種セミナー、イベント、講演会等の開催
25. 介護保険法による指定居宅サービス事業および指定居宅介護支援事業
26. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
27. 高齢者、障害者等への在宅福祉サービス事業
28. 介護用品機器の販売およびレンタル
29. 給食、弁当等の製造販売および宅配
30. 保育所の設置ならびに経営
31. 損害保険代理店業
32. 生命保険の募集に関する業務
33. 企業の経営計画、財務管理、労務管理および情報システムの企画、立案およびそのコンサルティング
34. 有価証券の運用管理
35. コンピュータによる情報の処理および企業経営コンサルティング
36. インターネット等の情報通信システムによる通信販売事業
37. 食肉、鮮魚、総菜、青果の販売
38. 喫茶店および食堂の経営および仕出し弁当の販売
39. 美容院、理容院、エステティックサロン、ネイルサロン、メイクアップサロン、ビューティサロン、アロマセラピー店の経営
40. 按摩、マッサージ、鍼灸等の施術所の経営

41. 薬局、病院、老人ホーム、医療・介護・福利厚生施設ならびにスーパーマーケットの経営、業務委託および業務に関するコンサルティング事業
42. 金融業
43. フィットネスクラブおよびスポーツ施設の経営
44. コインランドリーの経営
45. 情報処理サービス業、情報提供サービス業
46. プライベートブランド商品の製造、加工、卸売および輸出入
47. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
48. 菓子製造業および販売業
49. 前各号の事業への投資および融資
50. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にて行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、152,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年8月に招集し、臨時株主総会は取締役会の決議により、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。

(招集権者および議長)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第18条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議により選任する。

2. 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(解任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によりこれを解任することができる。

2. 取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前までに退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了す

る時までとする。

(取締役の責任免除)

第21条 当社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社の取締役社長は、当社を代表するとともに、会社の業務を統轄する。

2. 当社は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定することができる。

3. 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者および議長)

第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集の手続)

第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第25条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法399条の13第5項に掲げる項目は除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任 期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

2. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月15日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月15日とする。
3. 前2項ほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第59回定時株主総会において決議された本定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第59回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。

1997年5月9日	一部変更
2002年8月13日	一部変更
2004年1月26日	一部変更
2005年7月23日	一部変更
2005年8月11日	一部変更
2005年11月16日	一部変更
2006年5月1日	一部変更
2006年8月10日	一部変更
2009年8月12日	一部変更
2014年5月16日	一部変更
2020年8月11日	一部変更
2021年8月10日	一部変更